

## 高 齢 受 給 者 証

### ～高齢受給者証について～

高齢受給者に該当される方につきましては収入の状況などにより

1割から3割のいずれかの一部負担金の割合が記載された高齢受給者証が交付されます。

※ 高齢受給者とは・・・70歳以上75歳未満の方。ただし、後期高齢医療制度の対象になっている方（一定障害がある満65歳以上）は除く。

### ～高齢受給者証の交付時期および使用開始日について～

交付要件	交付期間	使用開始日
被保険者及び被扶養者が70歳になった時	70歳の誕生日 (誕生日が1日の場合は前月)	70歳の誕生日の翌月の1日 (誕生日が月の初日の場合は誕生日)
70歳以上の方が被保険者となった時	その都度交付	被保険者となった日
70歳以上の方が被扶養者として認定された時		認定日 (被扶養者となった日)

### ～一部負担金の割合～

高齢受給者証の一部負担金の割合は以下の表のとおりです。

(3ページの自己判定チャートでご確認ください)

該当者が70歳以上の被保険者	標準報酬月額※1が28万円未満	標準報酬月額※1が28万円以上
	1割または2割※2	3割

被保険者が70歳以上の被扶養者	「70歳未満の被保険者」の被扶養者の方	「70歳以上の被保険者」の被扶養者の方	
		被保険者の標準報酬月額※1が28万円未満	被保険者の標準報酬月額※1が28万円以上
	1割または2割※2	1割または2割※2	3割

※1 標準報酬月額について

被保険者が事業主から受ける毎月の給与などの報酬の月額を区切りのよい幅で区分したもの。(詳しくは別紙参照)

※2 1割または2割

誕生日が昭和19年4月1日生まれ以前の方は、一部負担金等の軽減特例措置により1割

(ただし、75歳以上の被保険者及び被扶養者の一部負担金は2割)

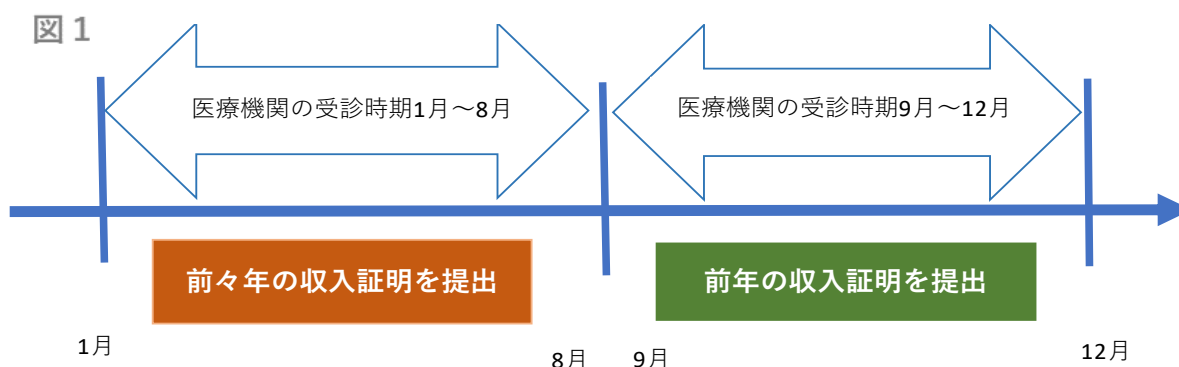
誕生日が昭和19年4月2日生まれ以降の方は2割

## ～高齢受給者証基準収入適用申請について～

申請書類	高齢受給者証基準収入額適用書
添付書類	前年の収入額(または前々年の収入) が確認出来る書類 ・ (非) 課税証明書 ・ 公的年金振込通知書または決定通知書のコピー ・ 給与明細コピーまたは給与額証明書 ・ 確定申告書のコピー など収入額を確認できる書類

申請書にご記入の上、前年あるいは前々年の収入額(※1) を添付し勤務先の人事総務担当者にご提出ください

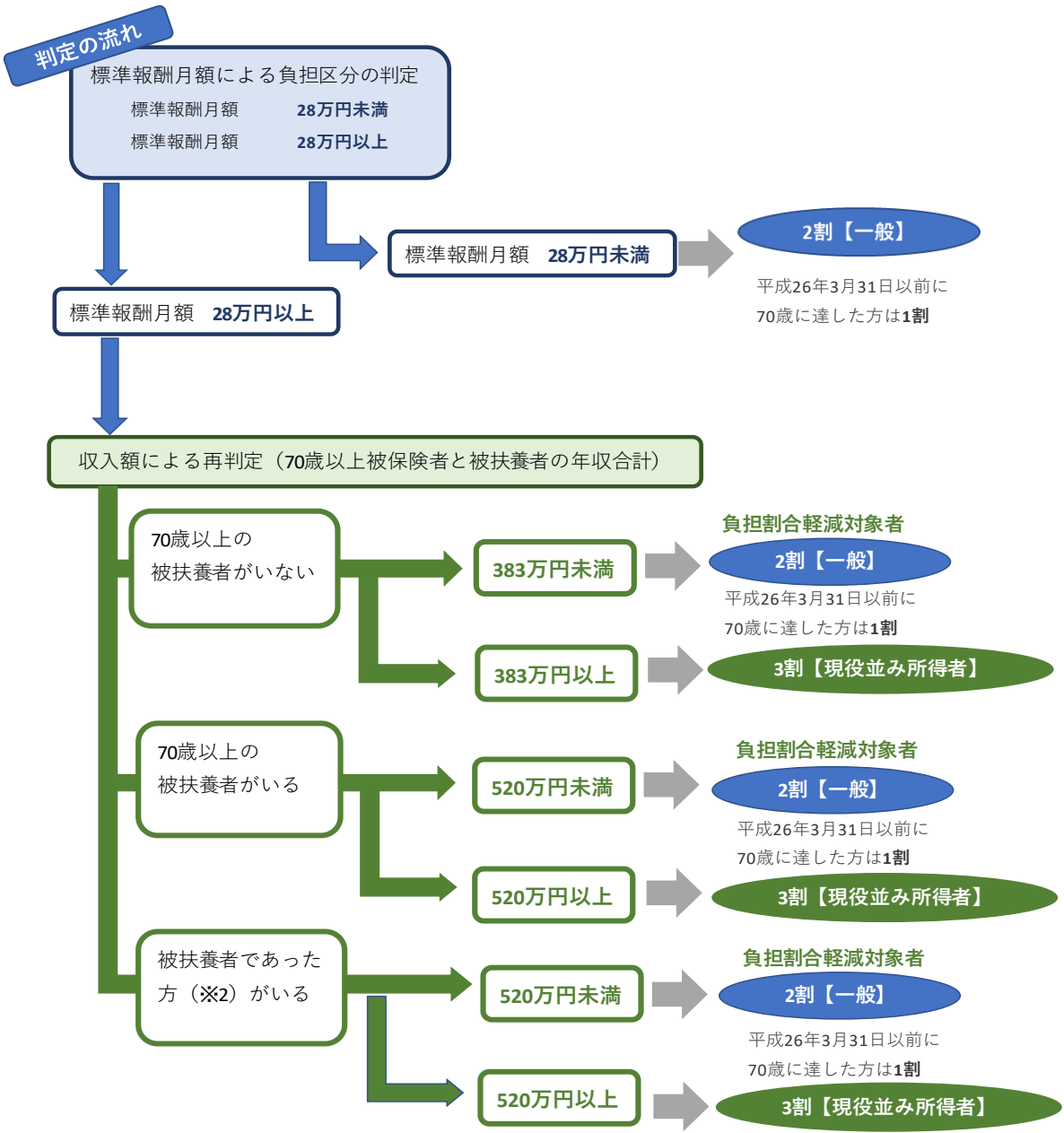
※1 この収入額は前年(診療が1～8月の場合は前々年)の所得税法上の金額が対象(図1参照)



## ～高齢受給者証の返却について～

- 1、高齢受給者証の有効期限が切れた時
- 2、後期高齢者医療の対象者に該当した時
- 3、退職などにより資格喪失した時
- 4、異動などにより保険証の番号が変わった時
- 5、標準報酬月額の変更により窓口負担割合が変わった時

# 70歳以上75歳未満の医療費の自己負担割合判定チャート



※2：被扶養者であった方とは・・・後期高齢医療制度の被保険者になったことによりカシオ健保の被扶養者でなくなった方で、継続して後期高齢者医療制度制度の被保険者である方。  
但し、カシオ健保の被扶養者でなくなった日の属する月以後5年を経過するまでの間に限る)